第１号様式（第６条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  （あて先）長崎市長        長崎市中小企業連鎖倒産防止資金融資要綱第３条の融資対象者の要件を具備しておりますので、同要綱第６条第１項の規定により長崎市中小企業連鎖倒産防止資金の融資を次のとおり申込みます。ただし、長崎県信用保証協会の保証が受けられない場合は、申込みを取下げます。 | | | |
| 融資申込額 |  | 返済方法 | 分割　　　回 |
| 期限 | 年　　月　　日 |
| 資金使途 | 運　　　転　　　・　　設　　　備 | | |
| 担保 |  | | |
| 保証人 |  | | |
| 金融機関 |  | | |

　備考　裏面をご参照ください。

（裏面）

　　長崎市中小企業連鎖倒産防止資金融資要綱

　（融資対象者）

第３条　倒産防止資金の融資の対象となる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（１）中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）で、取引の相手方たる事業者が倒産したものであること。

（２）倒産防止資金の申込日以前に１年以上引き続き市内において同一の事業を営んでいること。ただし、市長が特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

（３）市税を完納していること。

（４）銀行取引停止処分を現に受けていないこと。

（５）営業許可、登録等を必要とする業種は許認可等を受けていること。

（６）長崎県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象業種であること。

（７）法人にあっては、法人の登記簿上の所在地が市内であること。

（８）個人で事業を営む者にあっては、市内に住所を有すること。